

議案第 4 号

二宮町地域資源循環型活用施設条例を別紙のように制定する。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

地域産業の振興を図り、持続的な循環型社会形成の推進を目的とする二宮町地域資源循環型活用施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めることに伴い、本条例を制定するために提案する。

二宮町地域資源循環型活用施設条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、二宮町地域資源循環型活用施設（以下「施設」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地域産業の振興を図り、併せて地域から排出される余剰野菜や摘果果樹等の資源（町長があらかじめ定めるものに限る。以下「資源」という。）を飼料として活用し、水産物の畜養を図ることで持続的な循環型社会の形成を推進するための施設を次のとおり設置する。

名称	位置
二宮町地域資源循環型活用施設	二宮町中里308番地

(指定管理者による管理)

第3条 町長は、施設の管理について、法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の指定期間)

第4条 指定管理者の指定期間は、指定の日から起算して5年を超えない期間とする。ただし、再指定を妨げない。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設の維持管理に関する業務
- (2) 施設における資源の受入れ及び飼料化並びに水産物の畜養に関する業務
- (3) 前号の規定により飼料化した物（以下「飼料」という。）及び畜養した水産物（以下これらを「水産物等」という。）の販売に関する業務
- (4) 施設の利用促進に関する業務
- (5) その他町長が必要と認める業務

(利用時間)

第6条 施設の利用時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、町長が必要があると認めるときは、臨時に変更することができる。

(利用の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の利用を制限することができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがあると認められるとき。
- (3) 資源の受入れ量が施設の処理能力を超えるおそれのあるとき。
- (4) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるとき。
- (5) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理運営上支障があると認められるとき。

(休業日)

第8条 施設の休業日は、次のとおりとする。ただし、町長が必要があると認めるときは、臨時に変更することができる。

- (1) 12月29日から翌年1月3日まで
- (2) 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたるときは、その翌日とする。

(搬入)

第9条 施設への資源の搬入は、利用者が自ら行うものとする。

(利用料金)

第10条 資源の受入れに係る料金は、無料とする。

(水産物等の販売)

第11条 指定管理者は、別表に掲げる額の範囲内において、あらかじめ町長の承認を受けて定める額で水産物等を販売することができる。

- 2 町長は、前項の規定により指定管理者に水産物等の販売を行わせる場合には、販売に伴う収入（以下「販売料金」という。）は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(損害賠償等)

第12条 施設及び付帯する設備を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、町長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第13条 指定管理者は、公の施設を管理するに当たって知り得た個人情報（以下「保有個人情報」という。）を取り扱う場合については、漏えい、滅失又は毀損の防止など保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者又は管理する公の施設の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、保有個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務

を退いた後においても、同様とする。

(町による管理)

第14条 第3条の規定による指定管理者の指定を行わないとき、又は二宮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年二宮町条例第22号）第10条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消したときは、町が施設の管理を行うものとする。

2 第6条、第7条、第9条、第10条及び第11条第1項の規定は、前項の規定による施設の管理について準用する。この場合において、第6条の見出し中「利用時間」とあるのは「使用時間」と、同条中「利用時間」とあるのは「使用時間」と、第7条の見出し中「利用の制限」とあるのは「使用の制限」と、同条中「指定管理者」とあるのは「町長」と、「利用」とあるのは「使用」と、第9条中「利用者」とあるのは「使用者」と、第10条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「料金」とあるのは「使用料」と、第11条第1項中「指定管理者」とあるのは「町長」と、「別表に掲げる額の範囲内において、あらかじめ町長の承認を受けて定める額」とあるのは「別表に掲げる額」と読み替えるものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、施設の管理運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第11条関係）

販売料金表

区分	金額
水産物	30,000円／キログラム
飼料	3,000円／キログラム

備考1 上記の金額には、消費税及び地方消費税を含む。

備考2 販売料金は、販売量（キログラム単位とし、小数点以下3位未満を切り捨てる。）に1キログラム当たりの金額を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。